

専用住宅（戸建て）の場合

変更認定申請用

（都市の低炭素 **チェック** 手数料額計算書
 する法律第55条第1項の規定による申請）

- 1 申請の対象とする範囲 **チェック** 建築物全体
 （該当する□にレを記入） 複合建築物の非住宅の部分
 複合建築物の住宅部分

- 2 計画の評価方法 住宅部分：
 （該当する□にレを記入） 誘導仕様基準
チェック 誘導仕様基準以外

3 手数料額の計算 **なお、店舗併用住宅の場合については事前に窓口にご相談ください**

申請の種類（該当する□にレを記入）		適合証がある場合	適合証がない場合
<input checked="" type="checkbox"/> 一戸建て住宅の申請の場合		別表第3の2の項(1)のア 3,300円	別表第3の2の項(2)のア 円
<input checked="" type="checkbox"/> 建築物の住戸の申請の場合	建築物の住戸の部分の総戸数	戸	別表第3の2の項(1)のイの(ア) 円 (A)
	共用部分の床面積の合計	m ²	別表第3の2の項(2)のイの(イ) 円 (a)
	非住宅の部分の床面積の合計	m ²	別表第3の2の項(1)のイの(イ) 円 (B)
			別表第3の2の項(2)のイの(イ) 円 (c)
	計	(A) + (B) + (C) 円	(a) + (b) + (c) 円
<input type="checkbox"/> 一戸建て住宅及び共同住宅等以外の建築物の申請の場合	建築物の延べ面積	m ²	別表第3の2の項(1)のウ 円

合計 3,300円

計算表の合計金額を記入

(注意)

- 「別表第3」とは、中野区事務手数料条例別表第3を指す。
- 「適合証」とは、申請に係る低炭素建築物新築等計画が都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第1項各号に掲げる基準に適合することを示す適合性確認機関が作成した書類をいう。